

1964年度宜野湾市議会定例会大議録

1. 1964年4月27日第15回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	3番	天久	盛太郎	7番	稲又	領吉	正喜	康弘	8番	石川	田英	正繁
	9番	安里	安明	10番	仲村	佐村	喜貞	永壽	11番	石川	城盛	昌助
	12番	大川	昇	14番	伊村	佐村	貞壽	光	15番	宮中	里幸	助
	16番	實里	敏行	17番	伊村	佐村	貞壽	光	18番	中里	幸助	
	19番	武島	行男	20番	伊村	佐村	貞壽	光	21番	古波	蔵清	次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

1番	天久	盛太郎	2番	比嘉	定亮	4番	安次	富盛	信
5	石川	真六	6	伊村	春泉	12番	伊佐	真得	

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応議員と同じである。

6. 市町村自治法第61条の規定により、説明のため出席した者は次の通りである。

市長 伊村 春 務 秘書課長 松川 正 義 水道課長 國吉 真 義

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城 光 雄 書記 照屋 謙 島袋 真 由

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1,	会期の決定について
日程第2,	議事係署名議員の署名について
日程第3,	決議案第4号 國復船に関する要請決議について
日程第4,	決議案第5号 水道施設工事早期実現に関する要請決議について
日程第5,	決議案第6号 電話開設早期実現に関する要請決議について
日程第6,	議案第16号 水道施設の売買契約について
日程第7,	議案第17号 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算について

9. 会議の概況

1964年度宜野湾市議会定例会々議録

1. 1964年4月27日第15回宜野湾市議会定例会を市役所会議室に招集された。

2. 応招議員は次の通りである。

議席	3番	天久豪太郎	議審	稲嶺正康	8番	石田英正
	9番	安里安明	10番	又吉正弘	11番	石川繁
	12番	大川昇	14番	仲村喜永	15番	宮城盛昌
	16番	宮里敏行	17番	伊佐貞寿	18番	中里幸助
	19番	武島行男	20番	仲村盛光	21番	古波蔵清次郎

3. 不応招議員は次の通りである。

1番	天久豪太郎	2番	比嘉定亮	4番	安次富盛信
5	石川真六	6	仲村春果	13番	伊佐真得

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 欠席議員は不応議員と同じである。

6. 市町村自治法第61年の規定により、説明のため出席した者は次の通りである。

市長 仲村春勝 総務課長 松川正義 水道課長 國吉真義

7. 議会事務局の出席者

局長 宮城光雄 書記 照屋 毅 島袋真由

8. 議事日程は次の通りである。

日程第1,	会期の決定について
日程第2,	議事係署名議員の指名について
日程第3,	決議案第4号. 歸復婦に関する要請決議について
日程第4,	決議案第5号. 水道施設工事早期実現に関する要請決議について,
日程第5,	決議案第6号. 電話開設早期実現に関する要請決議について
日程第6,	議案第16号. 水道施設の売買契約について
日程第7,	議案第17号. 1964年度宜野湾市上水道特別会計才入才出追加更正予算について,

9. 会議の俣末

議長～出席議員12名であります。市町村自治法第53条の規定によつて議会は成立致しますので只今より第15回臨時会をこれより開会いたします。(午前10時20分)

議長～日程に従ひまして先ず最初に諸般の報告から行います。局長をして報告せしめます。
7番. 倉倉重, 14番の出席を報告致します。

局長～市町村議会議員研修会が来る5月11日と12日の2日間におつてコザ米センターで午前9時から開催されることになつて居ります。研修の参加範囲は、中郡市町村議会議員同議会事務局となつてお居ります。携行品として市町村法令集、議員必携、筆記具、市町村条例規程、市町村交付税制度解説、固定資産評価基準(土地、家屋)その関係参考書(地方課税)となつて居ります。それから笑例提出が各市町村提出して居りますが、これは議会運営上における笑例の参考として提出して居ります。それが沖繩精神の発展に寄与するものとして、施設整備の経過報告が参つて居ります。郵便の寄附金は、補助金配分金3000万円(583,333,333)と建ちかたが決定されて居りますので、その施設整備費は全額が現在所管の代及びそれに附するところの工事費など、その方へお預け願ひます。資金がないと云うことでその中敷地購入費は附帯工事費に預けまゝに予定になつて居る様であり、それから整地代も附帯工事費に預けまゝにしては各市町村の人口1人宛300円の負担金を予算計上する様にお願ひして居ります。おきまして決議された所請の補助金進期会に送付し送付を願ひして居りますが、これは議和補助金進期会に送付して居りますので御了承願ひます。それから御案内が参つて居ります。これは議和の御案内が参つて居りますので御案内が参つて居ります。

議長～暫く休憩致します。(午前10時22分)
～再開致します。(午後3時15分)

議長～日程第1会期の決定につきまして休憩中に申合おせました様に27日の1日に決定することに御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ)御異議ありませんので27日の1日と決定いたします。

議長～日程第2の会議録署名議員の指名についてお話しいたします。議長

議長～出席議員12名であります。市町村自治法第53条の規定によつて、
会は成立致しますので只今より第15回臨時会をこれより開会いたし
ます。(午前10時20分)

議長～日程に従ひまして先ず最初に諸般の報告から行います。局長をして報
告せしめます。
7番、20番、14番の出席を報告致します。

局長～市町村議会議員研修会が来る5月11日と12日の2日間にわたつ
てコザ籾米センターで午前9時から開催されることになつて居ります
研修の参加範囲は、中部市町村議会議員同議会事務局職員となつてお
ります。携行品としまして市町村法令集、議員必携、筆記具、市町村
例規集、市町村交付税制度解説、固定資産評価基準(土地、家屋)そ
の関係参考書(地方課発行)となつて居ります。それから突例提出が
各市町村1題となつて居りますが、これは議会運営上における突例に
ついて提出してもらいたいとなつて居ります。それから沖縄精神薄弱
児育成会の方から施設建設事業の経過報告書が参つて居ります。
その内容は、南原村へ陳情中であつたが38年度お年玉つき郵便
はがき寄付金からの配分金3000万円(83,333,33)と
云う金が寄付されて居りますので、それによつて南原村の官平に健
設が決定されている様であります。その施設建設費は全額日本から
寄附されることになつて居りますけれども、敷地購入費それから整地
代及びそれに附帯するところの工事費などそう云つたものが現在の所
資金がないと云うことでその中敷地購入費の方は琉球政府へお願いす
る予定になつて居る様であり、それから整地代と附帯工事費につきま
しては各市町村の人口1人宛3センの負担金を予算に計上する様お願
いしてそれにあてがうんだと云うふうな報告が参つて居ります。次は
去つた議会におきまして決議されました所購和前補償要請の決議文
送付についてであります。これは購和前補償促進期成会に本ヤク
をお願いしまして去つた4月20日米國の各関係機関に対して送付し
てありますので御了承願います。それから御案内が参つて居ります。
これは嘉敷の高台にあります所の京都府沖縄建設奉賛会の方か
ら案内が参つて居りますので朗読したいと思つて居ります。

議長～暫く休憩致します。(午前10時22分)
～再開致します。(午後3時15分)

議長～日程第1会期の決定につきましては休憩中に申合わせました様に27
日の1日に決定することに御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ)
御異議ありませんので27日の1日と決定いたします。

議長～日程第2の会議録署名議員の指名についてお語りいたします。議長指

と
名してよろしうございますか、(異議なしと呼ぶ)

御異議がございませんので議長が指名いたします。7番と15番に会
議録の署名議員をお願い致します。

議長～頁程第4の決議案第5号水道工事施設早期実現に関する要請決議につい
てを上程いたします。事務局長をして朗読せしめます。

” ”～提出者の趣旨説明を求めます。

19番～今の要請決議文の中に多少もれた所がありますので^{挿入}を~~二~~お願い致し
ます。6段目ですね。かかる窮状を~~本~~向に解決すべく水道公社にお
いて書き入れる。よろしうございますか。後は本文の通りでござい
ます。一応例年カンパツが続きまして現在既に水道施設をやられてい
る地域は別段水と云う問題に対してそう不自由は感じていないのであ
ります。けれども5号線地域が去つたカンパツの場合消防車によつて
給水を行なつたと、それが又々今年の場合もそう云つたカンパツが予
想され我々として非常に頭を痛めている訳でございます。であります
ので本市の場合すべからず該地域に対する水道施設もやろうと云つた全
体的計画もございましたけれども水道公社の方で全馬の水道施設を全
面的にやると云う計画がございましたので、一応それを待つものとし
て去つた議会に取り下げた訳でございますけれども水道公社の計画が
一応65年度となつております。ですからその計画自体がより速かに
実施して頂くようにかかる観点から工事の早期実現に関する要請決
議をしたいと思ひまして提出した訳でございます。以上でございます

議長～本要請決議案に対する質疑を求めます。

16番～質疑討論を省略する動議を提出いたします。
(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今16番議員から本案に対する質疑討論を省略して表決に移しても
らい賛いとの動議が提出されたが所定の賛成者がおりますので動
議は成立いたしました。質疑討論を省略することに御異議ございませ
んか。(異議なしと呼ぶ)
御異議がございませんので質疑討論を省略し表決に移ります。

議長～暫く休憩致します。(午後3時32分)

” ”～再開致します。(午後3時35分)

議長～原案通り要請することに御異議ありませんか、
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので全会一致で要請することに決定いたします。

議長～次は頁程第5決議案第6号電話開設早期実現に関する要請決議につい

名してよろしゅうございますか。(異議なしと呼ぶ)

御異議がございませんので議長が指名いたします。7番と15番に会議録の署名議員をお願い致します。

議長～日程第4の決議案5号水道工事施設早期実現に関する要請決議についてを上程いたします。事務局長をして朗読せしめます。

” ”～提出者の趣旨説明を求めます。

19番～今の要請決議文の中に多少もれた所がありますので補足をお願い致します。6段目ですわね、かかる状況を複本的に解決すべく水道公社において書き入れる、よろしゅうございますか。後は本文の通りでございます。一応例年カンパツが続きまして現在既に水道施設をやられている地域は別段水と云う問題に対してそう不自由は感じていないのであります。けれども5号線地域が去つたカンパツの場合消防車によつて給水を行なつたと、それが又々今年の場合もそう云つたカンパツが予想され我々として非常に頭を悩めている訳でございます。でありますので本市の場合すべからず該地域に対する水道施設もやろうと云つた様な計画もございましたけれども水道公社の方で全島の水道施設を全面的にやると云う計画がございましたので、一応それを持つものとして去つた議会に取り下げた訳でございますけれども水道公社の計画が一応65年度となつております。ですからその計画自体がより速かに実施して頂くようにかかる観点から工事の早期実現方に関する要請決議をしたいと思ひまして提出した訳でございます。以上でございます。

議長～本要請決議案に対する質疑を求めます。

16番～質疑討論を省略する動議を提出いたします。
(賛成と呼ぶものあり)

議長～只今16番議員から本案に対する質疑討論を省略して表決に移してもらい度いと動議が提出されましたが所定の賛成者がおりますので動議は成立いたしました。質疑討論を省略することに御異議ございませんか。(異議なしと呼ぶ)
御異議がございませんので質疑討論を省略し表決に移ります。

議長～暫く休憩致します。(午後3時32分)

” ”～再開致します。(午後3時35分)

議長～原案通り要請することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので全会一致で要請することに決定いたします。

議長～次は日程第5決議案第6号電話開設早期実現に関する要請決議について

てを上程いたします。局長をして朗読せしめます。
提案者の趣旨説明を願います。

18番～要請文にもごさいま様に当市は現在発展途上の最中でありまして、特
に電話は産業経済のバロメータでありまして、用事を省くとか特開を
算納するとか云うふうなことで経済の進歩はそう云つた利益によつ
て進められるんだと云つても通言ではない。特に本市の如きはその電
話のつぎ目と申しませうか。4、5ヶ所のいわゆる分岐点が設けら
れて居りますと申しますのは、1つは大山の方に、3ヶ所の回線、そ
れから伊佐の方に2ヶ所の回線、それから大瀬名に2ヶ所の回線と云
ふうになつて居りますが、その中で特に普天間の地域、それから5号
線に沿うた地域は現在その回線は皆無であります。尚特に普天間の周
辺におきましては、現在の申込みが300件以上になつて居ります。
尚その他の地域特に5号線から真原の一帯におきまして100件と
そのプリントにあります様に現在の申込みだけでも400件を上回る間
と云う様な状態でありまして、この電話設置に要する今月までの間
去年の1月に申込みされたのが未だ為されない云うふうな結果にも
なつて居ります。かかると云うことは、極度に都市発展が阻害され
うべき電話が設置されない云うことは、極度に都市発展が阻害され
ると云つても過言ではない。そう云う観点からいたしまして早急にお
1日も早く我が宜野湾市特に普天間の周辺或いは5号線沿いに
電話設置が1日も早く促進される様にと云う趣旨であります。尚付
加えて申しますと過去2、3ヶ年来市におきまして未端組織であり
ます所のいわゆる部落、いわゆる行政区域の公民館に電話を設け
るんだと云うことで色々経費も予算も計上いたしましたが電々公社
線の都合で予算も流れたと云うふうな現状でありますのでよろしく
様方御審議の上全会一致でこの要請を決議されまして、これが促進
される様に提出者といたしまして御要請申し上げまして趣旨の説明と
致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

16番～質疑討論省略の動議を提出いたします。
(賛成と呼ぶ)

議長～只今16番議員より質疑討論を省略し賛成と動議が提出されましたが
所定の賛成者がありますので討論は成立いたしました。質疑討論を省
略することに御異議ございませんか。
(異議なしと呼ぶ)
御異議がございませんので質疑並に討論を省略し賛成に移ります。尚
先もこれによろしゅうございませうか。

議長～議案第6号電話開設早期実現に関する要請決議については原案通り要

てを上程いたします。局長をして朗読せしめます。
提案者の趣旨説明を願います。

18番～要請文にもございます様に当市は現在発展途上の最中にあります。特に電話は産業経済のバロメータでありまして、用事を省くとか時間を節約するとかと云うふうなことで経済の進歩はそう云つた利器によつて進められるんだと云つても過言ではない。特に本市の如きはその電話のつぎ目と申しませうか、4.5ヶ所のいわゆる分点点が設けられて居りますと申しますのは、1つは大山の方に、3ヶ所の圓線、それから伊佐の方に2ヶ所の圓線それから大謝名に2ヶ所の圓線と云うふうになつて居りますが、その中で特に普天間の地域、それから5号線に沿うた地域は現在その圓線は皆無であります。尚特に普天間の周辺におきましては、現在の申込みが300件以上になつて居ります。尚その他の地域特に5号線から真栄原の一带におきまして100件とそのプリントにあります様に現在の申込みだけでも400件を上回る間と云う様な状態ではありますが、この電話設置要する今日まで1ヶ年間去年の1月に申込みされたのが未だに為されないと云うふうな結果になつて居る様であります。かかる現状から致しまして文明の利器とも云うべき電話が設置されないと云うことは、極度に都市発展が害されると云つても過言ではない。そう云う観点からいたしまして早急にする1日も早く我が宜野湾市特に普天間の周辺或いは5号線沿いにおける電話設置が1日も早く促進される様にと云う趣旨であります。尚付加えて申しますと過去2、3ヶ年来市におきましても末端組織であります所のいわゆる部落、いわゆる行政区域の公民館に電話を設置するんだと云うことで色々経費も予算も計上いたしました。電々公社の圓線の都合で予算も流れたと云うふうな現状でありますのでよろしく皆様方御議の上全会一致でこの要請を決議されまして、これが促進される様に提出者といたしまして御要望申上げてまして趣旨の説明と致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

16番～質疑討論省略の助議を提出いたします。
(賛成と呼ぶ)

議長～只今16番議員より質疑討論を省略し度いと助議が提出されましたが所定の賛成者がありますので助議は成立いたしました。質疑討論を省略することに御異議ございませんか、
(異議なしと呼ぶ)
御異議がございませんので質疑並に討論を省略し表決に移ります。宛先もこれでよろしゅうございますか。

議長～議案第6号電話開設早期実現に関する要請決議については原案通り要

議 長～御異議ありませんか、(異議なしと呼ぶ)
御異議ございませんので全会一致で原案通り要請することに決定いたします。

議 長～暫く休憩致します。(午後3時44分)
” ”～再開致します。(午後3時45分)

議 長～議案第17号1964年度上水道特別会計追加更正予算案を上掲いたします。事務局長をして朗読せしめます。

局 長～議案第17号直野湾市上水道特別会計追加更正予算案、訂正事項がございまして御訂正をお願い致します。才入の1頁の1を5に訂正願います。その他については案通りであります。

議 長～暫く休憩致します。(午後3時46分)
” ”～再開いたします。(午後3時47分)

議 長～質疑を願います。
別に発言もないようでありますので質疑討論を省略することに御異議ありませんか、(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ございませんので質疑討論を省略し表決に移ります。議案第17号1964年度直野湾市上水道特別会計追加更正予算案原案に御異議ありませんか(異議なし)
御異議ありませんので原案通り決定いたします。

議 長～次は日程第6の議案第16号水道施設の売買契約についてを上掲いたします。事務局長をして朗読せしめます。

局 長～朗読に先だちまして訂正をお願い致します。標題になつている水道施設の売買であります。売ると買うが反対になつて居りますので御訂正願います。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～既に予算案も認められておりますので質疑を打切ること御異議ございませんか。(異議なしと呼ぶ)
御異議がございませんので質疑を打切り討論に移ります。

議 長～御意見がない様でありますので討論を打切ること御異議ございませんか。(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がない様でありますので討論を打切り表決に移ります。

請することに御異議ありませんか、(異議なしと呼ぶ)
御異議ございませんので全会一致で原案通り要請することに決定いたします。

議 長～暫く休憩致します。(午後3時44分)

” ”～再開致します。(午後3時45分)

議 長～議案第17号1964年度上水道特別会計追加更正予算案を上提いたします。事務局長をして朗読せしめます。

局 長～議案第17号宜野湾市上水道特別会計追加更正予算案、修正予算案×訂正事項がございますので御訂正をお願い致します。才入の1目の1を5に訂正願います。その他については案通りであります。

議 長～暫く休憩致します。(午後3時46分)

” ”～再開いたします。(午後3時47分)

議 長～質疑を願います。
別に発言もないようでありますので質疑討論を省略することに御異議ありませんか、(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ございませんので質疑討論を省略し表決に移ります。議案第17号1964年度宜野湾市上水道特別会計追加更正予算案原案に御異議ありませんか(異議なし)
御異議ありませんので原案通り決定いたします。

議 長～次は日程第6の議案第16号水道施設の売買契約についてを上提いたします。事務局長をして朗読せしめます。

局 長～朗読に先だちまして訂正をお願い致します。標題になつている水道施設の売買であります。売ると買うが反対になつて居りますので御訂正願います。

議 長～本案に対する質疑を求めます。

議 長～既に予算案も認められておりますので質疑を打ち切ることに御異議ございませんか、(異議なしと呼ぶ)
御異議がございませんので質疑を打ち切り討論に移ります。

議 長～御意見がない様であります。討論を打ち切ることに御異議ございませんか、(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がない様でありますので討論を打ち切り表決に移ります。

議長～原案第16号水道施設の売買契約についてを賛決に付します。原案通り認めることに御異議ございませんか、(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので原案通り可決決定致します。

議長～冒程の第3決議案第4号祖國復歸に関する要請決議を上提いたします事務局長をして朗読せしめます。(朗読)

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

○ 香～祖國復歸に関する要請は、お手紙にありませぬ要請文に詳しくありませぬが、本
今更の大機によりまして我々神島に米國の行政下におかれておる
から分離されてアメリカの軍艦支配下に住民は苦しい生活をしておる
と、こう云つたことからは我々沖繩住民と致しましては、1割も早
く祖國に復歸したいと云うことは多年の宿願であります。ところが現
在におきましてはアメリカと致しましては、いわゆるケネディ政策に
もとづいて沖繩の復歸を待たせようとするので、いかに早く祖國に
対する経済援助をせよと云うことが、更に又アメリカの政策による
ふうで文くもたわれておるが、更に又アメリカの政策によるはな
い、わゆる植民地諸國人民に対する、独立許容の宣言といふこと
宣言をして一向に祖國復歸と云う点が明らかでないといふこと
懸念にありませぬ。こう云う軍艦支配下には、いかに早く祖國に
ましては我々の生活面におきまして、いかに早く祖國に復歸し
と致しましてはこれに対する布令、そう云つたものによつてより
佐員に対する自治権と云いますか、こう云つた面に対する圧迫
な所が多々あるのではありません。こう云つた事では一向に祖國に
しては祖國にいつ歸れるか云うことになりませぬので我々議員、國
しても特に日本政府はアメリカの大統領その他上院議員、國訪省、
閣員と云うふうにして要請文を送つて強行に速かに一刻も早く
したいと云う要請の趣旨を更にお願ひ申上げます。どうか皆さん
してこの要請文を更に検討されて、どうか皆さんがこれにつ
つ下される様にお願ひ申上げます。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫く休憩致します。(午後4時22分)

議長～再開致します。(午後4時31分)

議長～質疑はありませんか、質疑もない様でありますので質疑を打切ること
に異議ありませんか、(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がありませんので質疑を打切り討論に移ります。

議 長～議案第16号水道施設の売買契約についてを逡決に付します。原案通り認めることに御異議ございませんか、(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので原案通り可決々定致します。

議 長～日程の第3決議案第4号リ國復歸に関する要請決議を上提いたします事務局長をして朗読せしめます。(朗読)

議 長～提案者の趣旨説明を求めます。

3 番～ 國復歸に関する要請はお手許にあります要請文に詳しくありますが今次の大戦によりまして我々沖繩住民が米國の行政 下におかれ日本から分離されてアメリカの軍轉支配下に住民は苦しい生活をしておると、こう云つたことからして我々沖繩衆民と致しましては、一刻も早く國に復歸したいと云うことは多年の奮闘であります。ところが現在におきましてはアメリカと致しましては、いわゆるケネディ政策に基いて沖繩の復歸を望む復歸の際の混を少くする為に沖繩に對する經濟援助に 繁が續くかぎり沖繩を保有するとう云うふうになくもうたわれておりますが、更に又アメリカと致しましては、いわゆる植民地諸國諸人民に對する獨立許容の宣言と云うた様な狀に對して一向にリ國復歸と云う点が明らかになされていぬと云うた状態に對しては目々の生活面におきましていろいろと苦しく更にアメリカと致しましてはこれに對する布令、そう云つたものによつてより一層住民に對する自治權と云いませうか、こう云つた面に對する 圧的所が多々あるのであります。こう云つた事では一向住民といたましてはリ國にいつ歸れるか云うことになりまますので我々議會におきましても特に日本政府或はアメリカ大統領その他上院議員、國防省、下院議員と云うふうにして要請文を送つて強行に速かに一刻も早く復歸したいと云う要請の趣旨であります。どうぞ皆さんこの趣旨に基きましてこの要請文を更に検討されまして全員がこれにつきまして ぼされて下さる様にお願ひ申上げます。

議 長～本案に對する質疑を求めます。

議 長～暫く休憩致します。(午後4時22分)

議 長～再開致します。(午後4時31分)

議 長～質疑はありませんか、質疑もない様でありますので質疑を打切ることになり異議ありませんか、(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がありませんので質疑を打切り討論に移ります。

- 議長～本案に対する討論を求めます。
- 議長～別に意見もない様でありますので討論を打切ること御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ)
御異議がありませんので討論を打ち切り表決に移ります。
- 議長～決議案第6号 祖國復船に関する要請決議についてを表決に付します。
- 議長～原案通り要請 ~~する~~ することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)
- 議長～御異議ありませんので全会一致で要請することに決定いたします。
(~~中~~)
- 議長～全日程は全部終了いたしましたので第1回 國定野市臨時会を閉会いたします。長時間にわたり御座に御審度下さいまして有難うございました。
- 閉会 ～(午後九時五分)
- 議長～本案に対する討論を求めます。
- 議長～別に意見もない様でありますので討論を打切ること御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ)
- 議長～原案通り要請 ~~する~~ することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)
- 議長～御異議ありませんので全会一致で要請することに決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～別に意見もない様でありますので討論を打切ることにより御異議ありませんか。(異議なしと呼ぶ)
御異議がありませんので討論を打ち切り表決に移ります。

議 長～決議案第6号リ国復帰に関する要請決議についてを表決に付します。

議 長～原案通り要請決議することに御異議ありませんか。
(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議ありませんので全会一致で要請することに決定いたします。
(手)

議 長～全日程は全部終了いたしましたので第15回宜野湾市臨時会を閉会いたします。長時間にわたり眞重に御審議下さしまして有難うございました。

閉会 ～(午後4時03分)

上記会議録の次第は吾記の記載したものであるがその内容の要領であることを
証するため、ここに署名する。

1964年 6月 20日

宜野湾市議会 議長

議事録署名議員 沼城 研昌

議事録署名議員 松原 乙彦